

(議案その四)

令和四年二月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和4年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

| | | |
|--------|--|----|
| 第24号議案 | 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 第25号議案 | 島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 第26号議案 | 島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 第27号議案 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ... | 5 |
| 第28号議案 | 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 第29号議案 | 島根県手数料条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 第30号議案 | 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 第31号議案 | 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 第32号議案 | 島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例 | 13 |

| | | |
|--------|---|----|
| 第33号議案 | 島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | 14 |
| 第34号議案 | 島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | 15 |
| 第35号議案 | 島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 16 |
| 第36号議案 | 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 17 |
| 第37号議案 | 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 18 |
| 第38号議案 | 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例 | 19 |
| 第39号議案 | 島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 20 |
| 第40号議案 | 県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 21 |

| | | |
|--------|---|----|
| 第41号議案 | 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例 | 22 |
| 第42号議案 | 島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 23 |
| 第43号議案 | 島根県港湾施設条例の一部を改正する条例 | 33 |
| 第44号議案 | 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 | 36 |
| 第45号議案 | 島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 39 |

第24号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表青年農業者等早期経営安定資金の項を削り、同表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第1号中「大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者が在学するものを除く。）を修了」を「大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（鳥取大学医学部に在学していた者のうち島根県枠として入学し、その課程を修了した者を除く。）が、国家試験（医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師国家試験をいう。以下この項において同じ。）に合格」に、「（昭和23年法律第201号）」を「の規定」に改め、「この号」の次に「及び第4号」を加え、同欄第2号中「大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものを除く。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日」を「大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者を除く。）が、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許（医師法の規定による医師免許をいう。）を取得していない者にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日）」に改め、同欄第3号中「大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものに限る。）」を「大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者に限る。）が、大学院の課程」に改め、同欄第4号中「大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者が在学するものに限る。）を修了」を「大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（鳥取大学医学部に在学していた者のうち島根県枠として入学し、その課程を修了した者に限る。）が、国家試験に合格」に改め、「できなかった期間」の次に「（指定医療機関以外従事

等期間がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間（臨床研修を受ける期間を除く。）を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。）を加え、「6年間」を「9年間」に、「3年」を「4年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の表青年農業者等早期経営安定資金の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

第25号議案

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第28条の4中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第46条第1項第1号中「第52条第1項」を「第52条（同条第2号に規定するものを除く。）」に改め、同条第2項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を「個人情報の保護に関する法律」に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第26号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書を削り、同条第3項ただし書中「国税徴収法」の次に「（昭和34年法律第147号）の規定」を加える。

第23条第3項中「第29条第1項第2号」を「第29条第2号」に改める。

第33条第1項ただし書中「第2項」を「次項」に改める。

第33条の2第4項中「第33条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第5項中「第33条第4項」を「前条第4項」に改める。

第52条第1項中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県吏員恩給条例第11条第1項ただし書の規定により担保に供されている恩給を受ける権利については、同項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

第27号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中㍿を削り、イを㍿とし、㍿をイとする。

第28条第2号を次のように改める。

- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第32条を第34条とし、第31条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第32条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第33条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第28号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

別表第1中「11,600」を「12,000」に、「6,200」を「6,400」に、「800」を「830」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

別表8の項第5号ア中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同号イ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同号ウ及びエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同号オ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項第6号ア中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同号イ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改める。

別表10の項第7号ウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同項第9号中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項第15号中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

別表50の項第3号中「2,100円」を「2,700円」に改める。

別表61の項第2号中「7,000円」を「8,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第30号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「銃器犯罪捜査従事手当」を「銃器等犯罪捜査従事手当」に改める。

第21条第1項第1号中「銃器」を「銃器又はクロスボウ（以下この項において「銃器等」という。）」に改め、同項第2号及び第3号中「銃器」を「銃器等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年3月15日から適用する。

第31号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「（道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関）」の次に「（以下この号において「指定講習機関」という。）」を加え、「及び同表」を「、同表」に改め、「49の項の10の講習」の次に「及び同項の14の講習（指定講習機関が行うものに限る。）」を加え、「手数料 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関」を「手数料 指定講習機関」に改める。

別表第1の31の項の1中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表の41の2の項中「3,910円」を「1,450円」に、「2,130円」を「1,200円」に改め、同表の41の3の項中「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|--------------|
| 41の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イの規定に基づく運転技能検査を受けようとする者 | 1件につき 3,550円 |
|---|--------------|

別表第1の47の3の項及び47の4の項中「1,010円」を「1,100円」に改め、同表の49の項の12を次のように改める。

| | |
|---|---------------|
| 12 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 (1) 普通自動車対応 | 1講習につき 6,450円 |
|---|---------------|

免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習

(2) 普通自動車対応 1 講習につき 2,900円

免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

別表第1の49の項の14中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同項中14を15とし、同項の13の次に次のように加える。

| | |
|----------------------------------|--------------------|
| 14 法第108条の2第 1項第14号に掲げる 講習 | 講習1時間につき 2,250円 |
|----------------------------------|--------------------|

別表第1の50の項中「又は第13号」を「、第13号又は第14号」に改める。

| | | | |
|------------|-------------------|---------------|---|
| 別表第1の51の項中 | 1 特定任意講習 | 1講習につき 1,830円 | を |
| | 2 特定任意高齢者講習(簡易講習) | 1講習につき 1,410円 | |
| | 3 チャレンジ講習 | 1講習につき 2,790円 | |

「
1講習につき 1,830円」に改める。
」

附 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、別表第1の31の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

第32号議案

島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

島根県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年島根県条例第58号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「零」を「10万分の38」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第34号議案

島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第4号中「第4条の5第3項」を「第4条の6第3項」に改める。

第10条第2項中「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第82条第1項第5号中「同法附則第20条第1項の」を「社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に、「附則第20条第1項に」を「附則第27条第1項に」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第37号議案

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「同法附則第20条第1項の」を「社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に、「附則第20条第1項に」を「附則第27条第1項に」に改める。

第7条第2項第3号及び第67条第2項第3号中「同法附則第20条第1項」を「社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年島根県条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第39号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項診療科目の欄中「、小児外科」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第40号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該教育職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第25条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前において人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該教職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第12条の2第1項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第41号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,563人」を「1,599人」に、「994人」を「988人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「355人」を「358人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第42号議案

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」の次に「の構造」を、「乗合自動車停留所」の次に「の構造」を、「路面電車停留場等」の次に「の構造」を、「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、「第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条 第37

第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第33条 第44条）
条）」を
第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第45条 第49

に改める。
条）」

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「のために必要な幅員」の次に「又は島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年島根県条例第50号。第4条において「県道構造条例」という。）第47条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第2章の章名中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を加える。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第1項中「道路構造令第11条第3項」を「県道構造条例第13条第3項」に改め、同条第2項中「道路構造令第10条の2第2項」を「県道構造条例第12条第2項」に改め、同条第3項中「又は自転車歩行者道（以下「歩道等」を「若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若し

くは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」に改め、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造条例第45条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造条例第46条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条第1項及び第2項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第3章の章名中「立体横断施設」の次に「の構造」を加える。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条において」を加える。

第4章の章名中「乗合自動車停留所」の次に「の構造」を加える。

第5章の章名中「路面電車停留場等」の次に「の構造」を加える。

第6章の章名中「自動車駐車場」の次に「の構造」を加える。

第37条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第49条とする。

第36条第1項本文中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同項ただし書中「当該歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第48条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次

の 2 項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を 1 以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第35条を第47条とする。

第34条第 1 項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第 6 項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合であって、当該 2 以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該 2 以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第34条を第46条とする。

第33条に次の 4 項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第 5 項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の

付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第33条を第45条とする。

第7章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

（通路）

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由に

よりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第1項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（出入口）

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とす

るものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。
 - (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。
- 2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路 (その踊場を含む。以下この条において同じ。) は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。
- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエ

スケーターについて準用する。

- 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける

場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(災害等の場合の適用除外)

第44条 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この章及び次章の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第43号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2 上屋の部旅客上屋の項中「特等」を「1等」に、「2等」を「3等」に改め、同部貨物上屋の項を次のように改める。

| | | | | |
|----------|----------------|-----------------------|--|--|
| 貨物 上屋 | 利用期間15日以下 | 1平方メートル1日につき | 特等 55円 1等 25円 2等 20円 3等 10円 | 特等 60円50銭 1等 27円50銭 2等 22円 3等 11円 |
| | 利用期間16日以上30日以下 | 15日までの期間 1平方メートル1日につき | 特等 55円 1等 25円 2等 20円 3等 10円 | 特等 60円50銭 1等 27円50銭 2等 22円 3等 11円 |
| | | 16日以上の期間 1平方メートル | 特等 60円 1等 | 特等 66円 1等 |

| | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|--------|--------|
| | | 1日につき | 30円 | 33円 |
| | | 2等 | | 2等 |
| | | | 30円 | 33円 |
| | | 3等 | | 3等 |
| | | | 15円 | 16円50銭 |
| 利用期間31日以上1 年未満 | 15日までの 期間 1平 方メートル 1日につき | 特等 | 55円 | 60円50銭 |
| | | 1等 | 25円 | 27円50銭 |
| | | 2等 | | 2等 |
| | | | 20円 | 22円 |
| | | 3等 | | 3等 |
| | | | 10円 | 11円 |
| | 16日から30 日までの期 間 1平方 メートル1 日につき | 特等 | 60円 | 66円 |
| | | 1等 | | 1等 |
| | | | 30円 | 33円 |
| | | 2等 | | 2等 |
| | | | 30円 | 33円 |
| | | 3等 | | 3等 |
| | | 15円 | 16円50銭 | |
| 31日以上の 期間 1平 方メートル 1日につき | 特等 | 110円 | 121円 | |
| | 1等 | | 1等 | |
| | | 50円 | 55円 | |
| | 2等 | | 2等 | |
| | | 40円 | 44円 | |
| | | | | |

| | | | | |
|--|--------|--------------|---|--|
| | | | 3等 20円 | 3等 22円 |
| | 利用期間1年 | 1平方メートル1年につき | 特等 20,500円 1等 9,200円 2等 8,200円 3等 4,500円 | 特等 22,550円 1等 10,120円 2等 9,020円 3等 4,950円 |

別表第2備考4中「昭和56年度以降に供用を開始する」を「令和4年度以降に供用を開始したものとし、1等とは昭和56年度から令和3年度までに供用を開始した」に、「1等」を「2等」に、「2等」を「3等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県港湾施設条例第3条第1項の規定により港湾施設の利用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

第44号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条の2に次の1項を加える。

- 3 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園、小学校並びにこれらに準ずる学校等の立地状況、住戸の規模、設備及び間取りその他の事情を勘案し、子育てに適すると知事が認める県営住宅（以下「子育て支援住宅」という。）の入居者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備するほか、次条第1項の規定による入居の申込みをする際現に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、その者を扶養する者でなければならない。

第7条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（子育て支援住宅の入居期間）

第7条の2 知事は、前条第2項の規定により子育て支援住宅の入居者を決定する場合にあっては、当該子育て支援住宅に入居することができる期間（以下「入居期間」という。）を定めるものとする。

- 2 入居期間は、規則で定める。
- 3 知事は、前条第1項の規定により子育て支援住宅に係る入居の申込みをした者を入居者として決定しようとするときは、その者に対し、入居期間の満了する日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- 4 前項の説明を受けた者は、当該説明を受けた旨を証する書面を知事に提出しなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（子育て支援住宅の明渡し）

- 第29条の2 知事は、子育て支援住宅の入居者に対し、入居期間の満了する日の
- 1 1年前から6月前までに、入居期間の満了する日を通知しなければならない。
 - 2 前項の通知を受けた者は、当該入居期間が満了する日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない。
 - 3 知事は、入居期間を延長することが適当である事情として規則で定めるものがあると認めるときは、子育て支援住宅の入居者の申請により、規則で定める期間の範囲内で入居期間を延長することができる。
 - 4 前項の規定により入居期間の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。
 - 5 第7条の2第3項及び第4項の規定は、第3項の規定により入居期間を延長する場合に準用する。
 - 6 子育て支援住宅の入居者は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、子育て支援住宅に継続して入居することが適当でないものとして規則で定める要件に該当することとなった日から1年以内に当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない。ただし、同日から1年を経過する日が入居期間の満了する日以後である場合は、この限りでない。
 - 7 前項の場合において、知事は、当該子育て支援住宅の明渡しの期限を定め、当該子育て支援住宅の入居者に対し、その期限の6月前までに通知するものとする。

第30条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 子育て支援住宅の入居期間（前条第3項の規定により延長したときは、延長後の入居期間）が満了したとき又は前条第7項の期限が到来したとき。

第30条第4項中「第7号」を「第8号」に改める。

第41条第2号中「第40条」を「前条」に改める。

| | | | | |
|-----|---|-------|-----|---|
| 別表中 | 「 | 上郡団地 | 雲南市 | を |
| | | そら山団地 | | |

赤名団地 飯石郡飯南町

「

| | |
|-------|-----|
| そら山団地 | 雲南市 |
|-------|-----|

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 飯梨川第三発電所の項中「250」を「270」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月2日から施行する。